

Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

核兵器・核実験モニター

213
04/7/1

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■ NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動): Pacific Campaign for Disarmament and Security
223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーネ102号
Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org
編集責任者 ■ 梅林宏道・田巻一彦 郵便振替口座 ■ 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」
銀行口座 ■ 横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

米、
新しい
核弾頭保有計画」を作成

一步前進、しかし、ほど遠い核軍縮

6月1日、米ブッシュ政権は、備蓄核弾頭の新しい計画に関する秘密報告書を議会に対して提出した。その内容について、米エネルギー省・国家核安全保障局(NNSA)リントン・F・ブルックス局長は電話記者会見において、「2012年末には、現在よりも備蓄核兵器は半減すると説明した。しかし、詳細は発表しなかった。

世界の核兵器を調査してきた天然資源保護評議会(NRDC)は、独自に分析してその内容を推定した。そのデータを基礎に、新計画のエッセンスとそれへの批判を以下に要約した。

大統領選挙への材料作り

8年後も6,000弾頭

米国のモスクワ条約(03年6月発効)で、米国もロシアも、2012年までに、作戦配備された戦略核弾頭を1,700~2,200発に削減することに合意している。今回の発表によっても、このことに変化はない。2ページの表を見ていただきたい。横軸が「活性状態弾頭数」の中の「作戦配備」、縦軸が「戦略核戦力」の中の「戦略核合計」の2012年の項にある2,200という数字がそれである。

しかし、本誌160号(02年4月1日)で解説したように、数えられていないその他の弾頭を考慮すると、米国の全核弾頭数は2012年においても9,980発、つまり約10,000発残ると推定されていた。それが、今回の発表によって、表の最下段右端の6,025発、つまり約6,000発にまで減ると予想される。その意味では一步前進した、と評価できるであろう。また、ロシアに対して、すでに維持が困難になっている兵器の明確な廃棄を促す効果もあると思われる。

今回の計画の最大の特徴は、ブッシュ政権の「核態勢の見直し(NPR)」で打ち出された、削減兵器の多くを「迅速対応戦力」として再利用のために保持する方針や、不活性状態(経年変化で

劣化するトリチウムや電池などをはずした状態)で貯蔵している核弾頭について見直しが行われ、多くを解体する決定をしたことであろう。結果として、「迅速対応戦力」の概念がどう変化したのかは明らかではない。いずれにしてもその結果、退役した潜水艦発射弾道ミサイルの弾頭W76約1,500発、空中発射巡航ミサイルのW80-1弾頭1,000発などが廃棄されることとなった(表参照)。

この措置の背景には、大統領選の対抗候補である民主党のジョン・ケリー上院議員が打ち出した不拡散政策に対して、「削減実績」の数字を示す意図があったものと思われる。

3ページ下段へつづく □ □

今号の内容

米の新「核弾頭保有計画」

— ほど遠い核軍縮
ますます「日本」が問われる

NPT再検討会議準備委員会を振り返る

[資料] NPT再検討準備委員会
日本の提出作業文書

米「備蓄核弾頭」計画(04年6月1日)による現在(04年6月)と8年後(2012年)の 米核弾頭数の概念的比較

NRDC(天然資源保護評議会)の分析データより作成

2004年はピースキーパーに、2012年はミニットマン に搭載。 / 空中発射巡航ミサイル(ALCM)および新型巡航ミサイル(ACM)の弾頭。 / #海洋発射巡航ミサイル(SLCM)トマホークの弾頭。 / ##地上発射巡航ミサイル(GLCM)の弾頭。

型式	発射台 当りの 弾頭数	発射台		活性状態(アクティブ)弾頭数				不活性状態 (イナクテ ィブ)弾頭 数	合計			
		作戦配備	オーバ ー ホール	作戦配備	オーバ ー ホール	迅速対 応戦力	予備					
								2012年において、三つの区分は 不明。単に予備とする。				
大陸 間 弾 道 弾	W62 (ミニットマン)	2004	1 or 3	200	0	300	0	0	15	300	615	
		2012	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	W78 (ミニットマン)	2004	3	300	0	900	0	0	20	0	920	
		2012	1	300	0	300	0	0	120	0	420	
	W87	2004	10	50	0	500	0	0	50	0	550	
		2012	1	200	0	200	0	0	350	0	550	
	小計	2004		550	0	1700	0	0	85	300	2085	
		2012		500	0	500	0	0	470	0	970	
	潜 水 艦 発 射 弾 道 弾	W76	2004	6 or 8	336	48	2400	336	0	156	308	3200
			2012	5	212	48	1060	240	0	400	0	1700
W88		2004	8	48	0	384	0	0	16	0	400	
		2012	5	76	0	380	0	0	20	0	400	
小計		2004		384	48	2784	336	0	172	308	3600	
		2012		288	48	1440	240	0	420	0	2100	
核 爆 弾 ・ 空 中 発 射 巡 航 ミ サ イ ル	B61-7	2004	爆撃機 B-52H B-2 ともに 16個 の爆弾 を搭載	B-52 作戦配備		350	0	0	20	100	470	
		2012		2004年 56機		60	0	0	410	0	470	
	B61-11	2004		B-52 オーバーホール		50	0	0	5	0	55	
		2012		2004年 41機		50	0	0	5	0	55	
	B83-0	2004		B-2 作戦配備		0	0	0	0	200	200	
		2012		2004年 16機		0	0	0	200	0	200	
	B83-1	2004		B-2 オーバーホール		400	0	0	20	0	420	
		2012		2004年 16機		60	0	0	360	0	420	
	W80-1	2004		2004年 5機		860	0	0	40	900	1800	
		2012		2012年 5機		90	0	0	710	0	800	
小計	2004		72	46	1660	0	0	85	1200	2945		
	2012		72	25	260	0	0	1685	0	1945		
戦略核合計	2004				6144	336	0	342	1808	8630		
	2012				2200	240	0	2575	0	5015		
非 戦 略 核 戦 力	B-61-3,4,10	2004	戦闘機F-16 C/Dお よびF-15Eに搭載	800		0	0	40	450	1290		
		2012		650		0	0	40	0	690		
	W-80-0#	2004		攻撃型原子力潜水艦に 搭載		0	0	320	0	0	320	
		2012				0	0	320	0	0	320	
	W-84##	2004				0	0	0	0	400	400	
		2012				0	0	0	0	0	0	
非戦略核合計	2004			800	0	320	40	850	2010			
	2012			650	0	360	0	1010	0			
合計	2004			6944	336	320	382	2658	10640			
	2012			2850	240	2935	0	6025	0			

NPT再検討会議準備委員会を振り返る

「崖っぷち」に立つNPT ますます「日本」が問われる

核兵器国は、核廃絶に向けた交渉を拒否し、消極的安全保証の法制化を拒否し、彼らの中の主要国がCTBT並びに第6条の完全履行を捨て去ることを黙認したのである。(ダグラス・ロウチ「核競争の再発か、核軍縮か - 人類の命運を決める選択」, 2004年5月)

混乱の最終日

2004年5月7日、ニューヨークの国連本部で開催されていた2005年核不拡散条約(NPT)再検討会議に向けた第3回準備委員会は、厳しい対立と混乱のなか、2週間の会期を終えて閉幕した(本誌209・10号に「速報」)。来年の再検討会議にむけて、もう一度準備委員会が開催される道が残されてはいるが、おそらく今回が最後の準備委員会となるべき重要な会議であった。

この準備委員会には、2005年再検討会議に向けて「最終報告」を提出する任務が課せられていた。最終報告には二つの内容が含まれなければならない。1)再検討会議への勧告、2)再検討会議の運営に関する取り決め、である。前者の「勧告」には、特定の議題を討議する特別時間の割り当てや下部機関の設置などを含む議事に関する勧告、そして、NPT条約の完全実現のための実質的な問題に関する勧告、の両方が含まれる。

国家グループ間の厳しい意見対立から、今回の準備委員会では実質問題に関する勧告を含む合意文書の作成は難しいと見られていた。予想通り激しい混乱と対立の末に採択された最終報告には、開催日の決定や議長の任命など、来年の再検討会議の開催を可能にする最低限の手続き事項に関する合意のみが盛り込まれた。しかも、合意に至らなかった実質的な内容に関する勧告及び議事に関する事項(暫定議題、背景文書)は、合意を前提としない「議長概要」として最終報告の添付文書にする道も残されていたが、それもできなかった。過去の準備委員会では、「議長概要」は議長の私的なまとめ文書として、主要国に多少の不満があっても最終報告に添付されてきた。しかし今回は、最終報告に添付することすらも拒否された。

混乱のために、これまでは公開された締めくくりの全体会議へのNGOのアクセスが拒否された。それだけではなく、伝えられるところでは、議事運営にも大きな混乱があった。その結果、何が合意されたのかが終了一か月後になっても整理されていない状況である¹⁾。

ダグラス・ロウチ報告

インサイダー情報が含まれていると考えられるNGO・中堅国家構想(MPI)のダグラス・ロウチ上院議員の報告が、最終日の様子を知る一つの手がかりとなる。この報告によれば、会議の最終局面での動きは以下のようであった²⁾。

議長を務めたインドネシアのスジャットマン・パルノハディニングラット大使が最終日の一日前に提出した「議長概要」草案は、対立するさまざまな意見を反映させようとした努力の結晶であったが、そのために全体に向けたアピールに欠けたものとなった。米、英、仏、口は「議長概要」草案のバランスの欠如を非難した。米国はそれを最終報告の添付文書とすることにさえ反対した。

パルノハディニングラット大使はまた、困難を予測して、5月5日に提出した「最終報告」草案³⁾に合意できることを期待してただ1項目の「勧告」を挿入した。その1項目は次の通りであった。

「条約の再検討プロセスの強化に関する1995年の決定及び2000年再検討会議の最終文書にある通りまた、これまでに開催された準備委員会における討議と結果を考慮し、第3回準備委員会は、2005年再検討会議に対して、再検討会議主要委員会の諸課題を議論するため下部機関の設立を検討するよう勧告することに合意する。」

□ □ 1ページからつづく

このような数字が出ると、日本政府はアメリカ政府以上に削減の実績を宣伝し、日本の核軍縮外交の正しさの証拠のように利用してきた。今回もそうするであろうしかし、8年かけて4,000減らせる、こののろまなペースの背後

では、核兵器の基本政策がまったく変更されていないことを、まず強調するべきであろう。残る6,000発に対して、今後数十年にわたる現代化計画や、新型核兵器の研究計画など、NPRが掲げた方針が巨額を投じて着実に進行しているのである。(梅林宏道)

これは実質的な内容を含むものではなく、手続きについての勧告に過ぎなかったが、2000年再検討会議の成果を議論の前面に押し出す可能性があった。

米国は、2005再検討会議の議題が2000年再検討会議に言及することを拒否し、いかなる形でも2000年会議を想起することを嫌っていた。カナダが中心となって暫定議題の文言についての調整が続けられ、一時は合意に至るかと思われた。しかし、今度は非同盟運動 NAM が反発した。NAMは自分たちの提出した勧告の短縮版リストを最終報告の勧告に加えることを要求した。この勧告には、「安全の保証」問題を検討する下部機関の設置が含まれており、米、英、フランスが明確に拒絶した。かなりの国に反対されたとき、NAMは勧告リストの受け入れをNAMが暫定議題を受け入れるための条件とするに至った。この手法は非難を浴びた。

やがて会議は行方が定まらないまま崩壊し、パルノハディングラット議長が提案したただ1項目の勧告も共倒れになって終了した。

2005年再検討会議の議長に選出されたブラジルのデュアルテ大使は、少なくとも2005年に向けた暫定議題について合意するよう参加国に繰り返し要求した。デュアルテ大使には、来年の再検討会議までの期間に、議題について主要なグループと協議をすすめるという義務があった。しかし、大使の要求はついに受け入れられなかった。

「不拡散派」対「軍縮派」

NPTの34年の歴史において、いわゆる「不拡散派」と「軍縮派」の対立は伝統的な構図であり、決して目新しいものではない。米国を筆頭とする前者は、核兵器のさらなる水平拡散の防止こそがNPT体制の眼目であると考え、一方、後者をリードしてきたNAM、そして、より柔軟な姿勢で2000年合意の立役者となった新アジェンダ連合(NAC)などの非核兵器国は、前者の目的達成のためにも核兵器国によるNPT第6条の軍縮義務の履行が、少なくとも同じくらいに重要であると主張する。

今回の準備委員会は、両者の溝が修復不可能なまでに拡大する可能性を浮き彫りにした。その背景には、別の政権であったとはいえ、米国を含めて一旦合意した2000年合意を一方的に破棄しようとするブッシュ政権の傲慢な姿勢に対する反発がある。その米国を、黙して自国の利益を守ろうとする他の核兵器国の態度も、状況をいっそう救い難くした。独立国としての自尊心と、一般的に本国の政治家より国際正義の意識が強いNAMの指導的諸国のエリート外交官たちの反発は当然と言えるであろう。

米国は、北朝鮮、イラン、イラクなどのNPT違反問題に焦点を当て、2月のブッシュ提案などに言及し、さらなる拡散防止措置の強化に対する支持を求めた。

「NPTは違反の危機に瀕しており、我々が直面している課題とは、条約の不拡散目的の完全遵守を確保する方法を案出することである。すべての加盟国による遵守がなければ、NPTのもたらす安全保障上の利益に対する信頼は損なわれてゆくであろう。(ジョン・ボルトン国務

次官)

一方で、米国は「明確な約束」を含む13項目の実際の措置をはじめ、軍縮に関する過去の誓約を意図的に軽視した。まず、NPTの基本的な認識について、米国は以下のように再定義した。

「NPTの中心となる取引は、もし非核兵器国が核兵器の追求を放棄すれば、それらの国には民生用原子力の開発における支援が与えるかもしれない、ということにある。」⁹

そして、米国は第6条の軍縮義務を守っていると断言し、「第6条問題など存在しないと、挑発的な驚くべき発言をした。

「存在もしない第6条問題に焦点を当てることによって、我々の直面している違反問題から注意をそらすわけにいかない。」⁷

NAMとNACは、過去の誓約を反故にしようとする核兵器国の姿勢に強く反発し、2005年再検討会議に向けた議論は、1995年の再検討・延長会議及び2000年再検討会で合意された誓約に基づくことが前提であると主張した。これまでと同様、NAMは「核廃絶に向けた期限付きの計画に関する即時かつ包括的な交渉」の開始を求め、NACは、「核不拡散と核廃絶は、継続的かつ不可逆的な前進を要求する相互補完のプロセス」であり「条約の選択的な遵守は、NPT体制全体にとって害である」「国家は拡散に挑戦に対処するだけでなく、核軍縮を含む、軍縮の達成に向けた解決策を強化していかなければならない」と強調した。⁸

しかし、今回の準備委員会においては、核兵器国に強く反発するNAMと、橋渡しの可能性を探ろうとするNACの間で、役割分担が必ずしもうまく行かなかったという印象を残した。

NACは、準備委員会が提出すべき実質的な問題に関する「勧告」の重要性を強く認識し、44項目の「実質問題に関する勧告」を提出し、初日から積極的な働きかけを行った。13項目の実際の措置の実施を中心に据えたこの勧告は、核兵器国と非同盟運動(NAM)の主張の中間に位置し、NATO非核兵器国の立場に比較的近い、現実的な勧告案であった。

消極的安全保証(NSA)

「法的拘束力のある安全の保証」問題は、準備委員会の最重要問題の一つであった。2000年合意の最終文書のなかで、準備委員会には「法的拘束力のある消極的安全保証(NSA)を達成する方途」について、2005年に向けた実質的な勧告を作成することが求められていた。

これまで、NACは、この問題に積極的に取り組んできており、第1回、第2回の準備委員会では「安全の保証」と題する作業文書を提出してきた¹⁰。

「すべての非核兵器国を対象とする法的拘束力のある安全の保証に関する多国間協議が決着するまでの間、安全の保証に関する現存する誓約を完全に尊重するよう核兵器国に要求すること。これは、NPTの文脈の中における別の協定という形式でも条約議定書の形式でもよい。」¹¹

また、NACは「2005年再検討会議において安全の保証を検討する下部機関の設置を検討する」ことも提案した¹²。

NAMも、これまでと同様、「核兵器の完全廃棄までの間、普遍的、無条件かつ法的拘束力のある、非核兵器国を対象にした安全の保証に関する条約が優先事項として追求されるべきである」と、NSAを優先事項とすべきことを強調した¹³。NAMはまた、今回の準備委員会においてNSAについて十分な議論が行われるよう「特別の討議時間」の割り当てを要求したが、結局、NSAに関する議論は核軍縮措置の検討のために設けられたセッションの中に含まれることになった。

一方、「テロとの戦争」を押し進めるなかで、米国は法的拘束力のあるNSAの供与に強い抵抗を示した。第6条の履行に関する声明では、「安全の保証」の要求は現状に合致していないとの理論を開陳した。

「私たちは、NPT加盟国に対し、世界に起こっている非常に大きな変化に思いを致し、今日の安全保障上の本当の懸念を考慮するよう求める。」「(北朝鮮、イランなどの名前をあげた説明の後)このような安全保障環境において、NPT上の核兵器国によるNSAが、NPT非核兵器国の安全保障上の懸念に対する対処法として、その重要性を減らしつつあることは明らかである。」¹⁴

これは実に自己矛盾に満ちた演説である。米国のいう「本当の懸念」に対して、米国は核兵器で対処しようとしている。そのために法的拘束力のあるNSAを与えることを渋っている。だとすれば、同じ懸念を持つ国は核兵器を持たなくてはならない、米国がどこかの国を勝手に懸念対象国に仕立てる可能性がある以上、非核兵器国はますますNSAが必要である、という議論が成り立つのである。

米国と同様に、NSAに法的拘束力を与えることに抵抗する英国は、非核地帯条約を持ち出して次のように述べた。「英国は非核地帯条約の議定書を通じてNSAを供与している。…我々はこれらの誓約がすでに非核兵器国に彼らの要求する保証を与えていると考えている。」¹⁵これは、クリントン政権時代の米国も使った論理であるが、なぜ「法的拘束力」に抵抗を示すのかに対する説明にはならない。

新型核兵器

米国の新型核兵器をめぐる動きに関しては、これまでの準備委員会を通じて、多くの国が懸念を表明してきた。今回の会議で米国は、これを攻撃的な口調で否定した。前述したように「第6条問題は存在しない」のである。

米国はまず、同国が第6条義務に違反しているという非難を真っ向から否定した。モスクワ条約に基づく核弾頭数の削減などに言及し、「米国が第6条義務を完全に遵守しているということには、まったく疑いの余地がない」¹⁶と述べた。

そして、もっとも注目を集めている小型核兵器の研究解禁問題については以下のように述べた。

「米国は低威力のものを含め、いかなる新型の核兵器も開発していない。新概念の兵器につけられた現在の議

会予算のもとでの新型核兵器の設計に関する研究は、完全に概念的なものである。…このような米国の核兵器に関する政策は、大統領の決定と議会の承認がなければ変更されることはない。」「我々は、米国がすでに何十年にもわたって、そして今日も、備蓄兵器として低威力の核兵器を保有していることを申し上げたい。ゆえに、新しい低威力の兵器が核のしきいを低くすることはありえない。どのような威力のものであれ、核兵器の使用への勧告の扱いは、米国の国家安全保障における最大の懸念が起こったときの最後の選択として米国大統領の判断に委ねられているものである。」¹⁷

このような米国の議論は、NACの次のような議論ですでに前もって反論されている。「…研究への資金の配分を含む、新型核兵器の開発及び使用の正当化に向けた、核兵器国によるいかなる計画や意図も、NPTの精神に矛盾し、安全保障政策における核兵器の役割の縮小という2000年再検討会議の合意に反する。このようなアプローチが新しい安全保障政策やドクトリンを示しているかぎり、NPT体制の遵守は果たされない。」¹⁸

中国はより強い語調で米国の動きを非難した。「…先制攻撃戦略をとること、核攻撃の対象として他の国家を名指しすること、核兵器使用のしきいを低くすること、新型で使用されやすい核兵器の研究及び開発、核実験の準備期間の短縮などは、国際的な流れに逆行するだけでなく、国際的な核不拡散努力を害するものである。それは、どの国家にとっても利益にならない。」¹⁹

影が薄い日本

猪口邦子氏に代わり、新しく就任した美根慶樹軍縮大使は、4月26日の一般演説の冒頭、「NPTの役割」として、「NPTは不拡散と核軍縮に関する条約である。これら2つの補完し合う側面は密接に結びついており、両面で促進される必要がある」との基本認識を示した。そして「核軍縮については、NPTは核兵器国に核軍縮を追求するよう義務付けている。それらの国の核兵器の完全廃棄は、第6条の完全な履行を通じて達成されなければならない」として、1995年、2000年の誓約を再確認した。また、来年の再検討会議が被爆60周年にあたることに言及し、核廃絶への強い誓約を確認するようNPTの全加盟国に求めた。これらの基本的立場の表明は、核兵器の非人道性を知る被爆国の政府として当然のことながら、評価できることである。

しかし、2000年合意を無視する米国の横暴に対して苦しんでいる良心的国々を前にして、日本には現実と闘おうとする積極的な提案が欠けていることを指摘せざるをえない。共感を誘い、状況をリードする信念の吐露も見受けられない。

これまでと同じ調子で、米口によるモスクワ条約による核削減を、核軍縮の実績として評価する。あたかも「第6条問題は存在しない」とする米国に加勢しているようである。CTBTの早期発効をいいながら、(名を挙げる必要性は必ずしもないが)具体性をもって米国を批判することもない。状況と闘おうとしない日本の姿勢は、日本が提出

8ページへつづく □ □

日本提出作業文書(抜粋)

1. 概観(略)

2. 核軍縮

NPTは、核不拡散と核軍縮の両方を追求している。大多数の国々が核兵器の保有を放棄しているという事実は、核不拡散体制を強化しようとする国際的な努力にとって画期的なことである。核兵器国は、この達成を真摯に受け止めるべきである。これに関連して想起すべきなのは、1995年のNPT無期限延長決定が、核軍縮の促進を含んだ「原則と目標」決定の合意と一緒にになったパッケージの不可分の一部であるということである。非核兵器国の側におけるそのような断固たる決意に対応して、核兵器国もまた、核軍縮に向けた明確な前進を示さなければならない。

可能な限り早期において、国際社会は、核兵器のない平和で安全な世界を実現しなければならない。核兵器国が、核軍縮諸措置を強化し、継続していくことが肝要である。核兵器が使用される可能性が拡大しつつあることに対する懸念が、近年ますます頻繁に表明されるようになった。日本は、唯一の被爆国として、核の惨禍が再び繰り返されることのないよう、強く要請してきた。日本は、これを回避するためにあらゆる努力が払われなければならないと確信する。核使用のしきいは可能な限り高く保たれていなければならない。こうした傾向の中で、日本は、国際社会が、恐ろしく且つ、長期にわたる核兵器使用の結果についてよく知り、記憶に留めておくべきであると考えらる。

締約国、とりわけ核兵器国が、2000年再検討会議で合意された核軍縮措置の履行の前進に誠実に努力することが必要である。2000年来の国連総会において、日本は「核兵器完全廃棄への道程」と題する決議を提出してきた。この決議は、2000年再検討会議での合意に基づいて、核兵器完全廃棄を達成するためにとられるべき具体的諸措置を明示したものである。同決議はまた、核軍縮と核不拡散の現状を反映したものであり、核軍縮の前進を国際社会に強く

訴えたものであった。

(1) 包括的核実験禁止条約(CTBT)

包括的核実験禁止条約(CTBT)は、核兵器の広がりや核兵器の質的改良を制限しており、核軍縮と核不拡散の促進の歴史的な道標である。CTBTは、国際原子力機関(IAEA)の保障措置と共に、NPT体制の主要な柱の一つとしての重要な役割を持っており、核兵器のない世界の実現に向けた実際的かつ具体的な措置である。CTBTの普遍化に向けた努力は、1996年の採択以来7年間で、171カ国の署名および112カ国の批准という結果をもたらした。しかしCTBTは、いまだに発効しておらず、したがって、核軍縮と核不拡散の将来の確実性を弱めており、NPT体制が否定的な影響を受けることが懸念されている。

日本は、CTBTの早期発効が非常に重要であると考えており、その目的のために積極的に取り組んできた。CTBTに、いまだ署名ないし批准していない国々、とりわけ批准が条約の早期発効に必要なとされている国々に対して、可能な限り早期に署名ないし批准するよう、2国間協議の機会および多国間会議で積極的に呼びかけてきた。CTBT早期発効の重要性を強調した前述の日本提案国連決議は、2003年の第58回国連総会において、圧倒的多数の賛成投票によって今一度採択された。川口順子外務大臣は、直々に強い働きかけを行うべく、2003年9月に開催された第3回CTBT発効促進会議に出席した。

第3回CTBT発効促進会議の最終宣言に応じて、CTBTに、いまだ署名ないし批准していない国々、とりわけ批准が条約の早期発効に必要なとされている12カ国は、可能な限り早期に署名ないし批准を行うよう強く求められる。

また、CTBT機関準備委員会において、国際監視システム(IMS)などの核実験禁止検証体制を確立するための努力が継続されることが重要である。また、このような体制の確立のために必要な予算が確保されることが重要である。IMS確立の一環とし

て、日本のCTBT国内運用体制の管理下において、国内の監視施設の建設が着々と進められている。

CTBT機関準備委員会日本政府代表部の高須幸雄大使は、2004年の準備委員会議長に選出され、CTBT早期発効に向けてあらゆる努力を払っている。

日本は、CTBTが発効するまでの間、核爆発実験のモラトリアムを継続するという政治的意思をすべての国々が継続すべきであると考え。また、国連安保理が、決議1172(1998年)の第3節において、すべての国に対して、CTBTの条項に従って、いかなる核兵器の爆発実験も他のいかなる核爆発も行わないよう要求するとしたことが想起されなければならない。日本は、いかなる核兵器の爆発実験も行わないよう、繰り返しすべての国に強く要請する。

(2) 核分裂性物質カットオフ条約(FMCT)

2000年NPT再検討会議の結論にもかかわらず、軍縮会議(CD)が核分裂性物質カットオフ条約(FMCT)の交渉をいまだ開始していないことはきわめて遺憾である。FMCT交渉は、遅滞なく開始されなければならない。核兵器国を含むすべての国々が、FMCTが発効するまでの間、核兵器用の核分裂物質の生産モラトリアムを継続する政治的意思を維持しなければならない。(略)

FMCTに関する交渉開始への具体的な貢献として、日本は、FMCTの実質的な内容に関する問題について議論を深め、また、交渉の早期開始を促進するために、2003年8月14日のCDにおいてFMCTに関する作業文書を提出した。

日本は、CDにおける作業プログラムに関する合意の達成と、それによるFMCT交渉の早期開始の実現を最優先事項と見なしている。日本は、現在のCDの行き詰まりを打開するために最大限の努力を払っている。CDの議長を務めた2003年8月18日から12月31日までの期間、この目的に向けた日本の努力は倍化された。この期間内の9月4日には、川口順子外務大臣がCDを訪れ、FMCT交渉を開始することの必要性および緊急性を強調しながら、CDにおいて実質的な議論が早期に再開されるよう訴えた。

(3) 核兵器国による核兵器の削減

日本は、核兵器国によって達成された核兵器削減における進展を歓迎する。これらの進展には、STARTIIに従った戦略的攻撃

兵器削減の完全履行、一方的削減諸措置、そしてさらなる核軍縮に向けた一歩となる、戦略的攻撃力削減に関するアメリカ合衆国とロシア連邦の間の条約への署名などが含まれる。

日本は、米国とロシアが署名した戦略的攻撃力削減に関する条約を、米口がすでにそれぞれ宣言していた戦略的核兵器の削減を、法的拘束力をもった形で保証するものとして高く評価する。日本は、米口が約束した削減の履行を待つことなく、すべての核保有国が、保有核兵器を削減し、一方的または交渉によって、それぞれの保有核のいっそうの削減を約束することを期待する。これに関連して日本は、そのような手段をこれまでにとっていない核保有国が、核兵器の削減を直ちに始めることを希望する。

(4) 戦略核兵器

2002年再検討会議での合意に基づき、非戦略核兵器を保有するすべての国々が、透明性を維持しつつ、それらの削減のための措置をとることが肝要である。非戦略核兵器の削減は、地域的および国際的な安全保障、また核不拡散とテロ防止にとって極めて重要である。加えて、日本は、米国ならびにロシアが、1991年 - 1992年の宣言どおり、両国の非戦略核兵器を完全かつ自発的に削減するというイニシアティブを履行し、またそれらのイニシアティブの履行状況に関するデータを提供するよう望む。

(5) 旧ソ連の非核化支援

日本は、実際的で具体的なステップを一步一步進んでいくことが、核兵器のない平和で安全な世界を、可能な早期において実現するための唯一の方法であると考え。よって、日本はこれまで以下のような実際の措置を積極的にとってきた。

2002年6月、日本はG8グローバルパートナーシップのために2億ドル強の資金貢献をすと発表した。そのうち1億はロシアの余剰兵器プルトニウムの処分計画に、残りは原子力潜水艦の解体などのプロジェクトに充てられる。

(原子力潜水艦)

日本は、すでに、ロシアに対して液体放射線廃棄物処理施設を供与した。2003年12月、日本とロシアは、ピクター III 級退役原潜の初の解体プロジェクトに着手した。これは今秋までに完了する予定である。

(ロシアの余剰兵器級プルトニウムの管理と処分) (略)

(国際科学技術センター(ISTC)) (略)

(ロシア以外の旧ソ連国に対する支援) (略)

(6) 報告

2000年再検討会議の最終文書で合意された13項目の実際の措置の一項目であるNPT第6条の履行に関する定期報告をすべての締約国が提出することは、核軍縮に向けた重要な一歩である。

第1回準備委員会より多くの報告書が第2回準備委員会において提出され、透明性の強化に寄与したことは、勇気付けられる事実である。日本は、第1回ならびに第2回準備委員会において包括的な報告書を提出した。日本は、この傾向が今後も続き、さらに強化されることを希望する。報告の具体的方法が継続して議論されるべきであると考え。

日本は、すべての国家、とりわけ核保有国が、核軍縮に向けた努力に関する報告の作成を進めることを期待する。

3. 不拡散

(1) NPTとIAEA保障措置への誓約の強化 (略)

(2) 輸出制限 (略)

(3) 核テロに対する措置 (略)

(4) アジアの核不拡散協力における日本の推進努力 (略)

4. 核エネルギーの平和利用 (略)

5. 普遍性と遵守 (略)

(1) 普遍性 (略)

(2) 遵守

(北朝鮮)

NPTおよび他の関連する多国間条約の信頼性が損なわれることは重大な懸念事項であり、いかなる国にとっても決して利にはならないと強く確信する。こうした観点から、日本は、北朝鮮の不遵守について深く憂慮する。

北朝鮮は、公式にも非公式にも、核兵器を開発し、あるいはすでに保有していると表明ないし暗示してきた。北朝鮮が追求する核計画は、日本の国家の安全に対する直接的な脅威である。それらはさらに、北東

アジアの平和と安定を脅かし、国際的な不拡散体制に対する重大な挑戦となっている。

こうした観点から、日本は次の立場を明らかにしており、これらを受容するよう長い間北朝鮮に求めてきた。

- 北朝鮮による核兵器の開発、取得あるいは保有、実験ないし運搬は決して許容されない。

- 北朝鮮は、NPTの下におけるすべての義務を遵守し、したがって、IAEA保障措置協定の義務も遵守しなければならない。

- 北朝鮮は、完全、検証可能、不可逆的な方法によって、秘密裏のウラン濃縮計画を含む、すべての核計画を速やかに廃棄しなければならない。

北朝鮮は、今日までこれらの目標に従う姿勢をほとんど示していないが、6カ国協議などの外交手段を通じて北朝鮮の核問題を平和的に解決するために、日本は最善を尽くす努力を続ける覚悟である。しかしながら、北朝鮮は迅速に決定を下し、国際社会の要求に対し積極的に応えなければならない。

(イラン) (略)

(リビア) (略)

6. 非核兵器地帯と消極的安全保証

(1) 非核兵器地帯

日本は、地域の関係国間で自由意志によって達成された制度に基づいて、また、そのような地帯の設立が地域の安定性と安全保障に貢献するとの条件の下で、非核地帯の設立を支持する。

(略)

(2) 消極的安全保証

国連安保理決議984(1995年)および関連する核兵器国の宣言に基づき、NPTの非核兵器国に対する安全の保証に関して検討し議論することは重要である。この観点から、日本は消極的安全保証に関する特別委員会を設立することを含む作業プログラムがCDで合意されるとの意見を支持する。

7. 市民社会および将来の世代との対話

(略)

(訳: 石田恭子、ピースデボ)

した作業文書(6-7ページに全訳)の核軍縮に関する部分が昨年とほぼ同じ文言の繰り返しに過ぎないことによく現れている。

作業文書における「安全の保証」に関する記述も昨年と同じである(7ページ、6(2))。ここでは、「法的拘束力をもたせる」という核心的文言を避けて、当たり障りのない言葉だけを並べている。「法的拘束力をもたせる」とへの態度表明をしないということは、「法的拘束力のあるNSAに向かうための勧告」を準備委員会に求めた2000年合意を、日本自身が履行していないことを意味する。

米国による新型核兵器の研究解禁の動きや核実験再開に要する準備期間の短縮にも言及していない。声明や作業文書においてこれらに的確に反応しているNACやNAMとは対照的である。

狙いを定めた運動が必要

崩壊したと言わざるをえない準備委員会の後に、2005年再検討会議が、どのような会議になり、どのような結果をもたらすのか、誰も予想できない。秋の米国大統領選挙の結果が、大きな影響を持つことは確かである。しかし、一方では、テロリストの核兵器使用がいつ現実のものになってもおかしくない、暴力の応酬が続く世界の現状がある。

そんな中で日本の私たちは、2005年に向かって何をすべきなのだろうか。国際政治の困難と混乱を目の当たりに見て、確かなことが一つある。この局面においては、国際政治は世論がなくては動けないのである。利害が絡み合って、その壁の大きさに圧倒され、気概のある外交

官も途方に暮れてしまう。

つまりは日本の私たちが、深刻に問われているということである。被爆者が、脳裡に焼き付いている原風景と生き地獄と表現される原子野を語り継いできたこの日本において、変化を作る端緒を作れなくて誰が作るのだろうか。「日本」が、防衛には核兵器が必要だと言っていることほど、人道に反することはない。ヒロシマとナガサキの世界へのメッセージを、これほどおとしめることはない。これを変えることに狙いを定めて、変化を作りたい。(中村桂子、梅林宏道)

注:

- レベッカ・ジョンソン「2004NPT準備委員会の報告」(「軍縮外交」第77号、2004年5/6月)
- ダグラス・ロウチ「核競争の再発か、核軍縮か:人類の命運を決める選択 NPT2005再検討会議第3回準備委員会の政治的分析」<http://www.gsinsitute.org/mpi/pubs/npt-analysis.pdf>
- カナ表記は、在日インドネシア大使館に確認して行われた。
- NPT/CONF.2005/PC.III/CRP.4(5 May 2004)
- ジョン・R・ボルトン「NPT:違反の危機」2004年4月27日
- 同上。 7.同上。
- 新アジェンダを代表したメキシコのアルフォンソ・デ・アルバ大使の一般演説。2004年4月26日
- 新アジェンダ連合「実質問題に関する勧告」, NPT/CONF.2005/PC.III/11(26 Apr 2004)。全訳:「核兵器・核実験モニター」第212号(04年6月15日)
- 新アジェンダ連合作業文書「安全の保障」,「核兵器・核実験モニター」第188号(2003年6月1日)に抜粋訳。
- 注9と同じ。 12 注8と同じ。
- NAMを代表したマレーシアのラスタム・モード・イサ大使の一般演説。2004年4月26日
- ステファン・ラドメカー-米国務次官補の第6条に関する演説。2004年5月3日
- ディビッド・ブローチャー-英大使の一般演説。2004年4月26日
- 注14と同じ。 17 注14と同じ。 18 注8と同じ。
- 胡小笛-中国大使の一般演説。2004年4月26日)

お知らせ

上海ワークショップ: 東北アジアにおける非核地帯とミサイル管理

日時:2004年7月16日(金)~18日(日)
場所:上海・復旦大学米国研究センター
共催:ピースデポ/復旦大学国際研究所

<参加者>中国:シェン・ディン(復旦大学国際研究所)リュウ・シェチェン(中国国際研究所)シュ・ウェイデ(国防大学戦略研究所)/韓国:チョン・ウクシク(韓半島市民平和ネットワーク)カン・チュンミン(核問題アナリスト)/朝鮮民主主義人民共和国:(残念ながら日程調整がつかず不参加との回答)/ドイツ:ユルゲン・シェフラン(不拡散・国際科学技術者ネットワーク INESAP)レギナ・ハーゲン(INESAP)/日本:梅林宏道(ピースデポ)高原孝生(明治学院大学)黒崎輝(立教大学)中村桂子(ピースデポ)

今号の略語

- CD=ジュネーブ軍縮会議
- CTBT=包括的核実験禁止条約
- IAEA=国際刑事裁判所
- NAC=新アジェンダ連合
- NAM=非同盟運動
- NNSA=国家核安全保障局
- NPT=核不拡散条約
- NPR=核態勢見直し
- NSA=消極的安全保証
- MPI=中堅国家構想

米軍プレゼンスを前提とする枠組みを超えて、東北アジアの協調的安全保障を発展させることを目的とする。この地域の核とミサイルの現状を論じ、モデル・東北アジア非核兵器地帯条約や地域ミサイル管理の枠組みの可能性について集中討論を行う。

ピースデポの会員になって下さい。

新サービスとして『モニター』電子版のメール配信を開始しました。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。また、従来どおり紙でも受取れます。会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報の利用等に優遇されます。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス:事務局 <office@peacedepot.org>

梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp> 田巻一彦 <tamaki@pw.catv.ne.jp> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」「入会または定期購読(年6,000円)の更新をお願いします。メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳絢子、石田恭子、大澤一枝、田巻一彦、津留佐和子、中原聖乃、中村和子、梅林宏道